

# 判例から見た強い明細書・弱い明細書

2003.9

弁護士・弁理士 小松 陽一郎

知的財産侵害訴訟では、侵害の成否に関して、特許発明の構成要件と被告製品（被告方法）の構成の対比が訴訟の勝敗を決する重要な争点となりますが、権利者側からすれば、もう少し上手にクレームを書いておいてくれればと思うことがしばしばあります。出願時点で具体的な侵害を予想することはなかなか困難ですから、「ご無理ごもっとも」という面も否めませんが、それでは進歩がありません。

そこで、実際の訴訟事件をいくつか取り上げて、侵害の有無の判断過程を検証し、訴訟に強い明細書の例、弱い明細書の例を比較しながら、侵害訴訟に耐えうるより良い明細書とはどのようなものかを考えてみたいと思います。

検討するタイプとしては、次のものにします。

- 侵害訴訟で記載不備（特許法36条）が問題となった事例
- 機能的クレーム（抽象的クレーム）によって技術的範囲が狭められた事例（プロダクト・バイ・プロセス・クレーム，出願経過参酌の原則にも触れる）
- 文言解釈でクレームの表現が問題となった事例（このタイプに属するものは膨大な数に上るので、経験した事例を提示します）
- 文言解釈でカバーできないが均等論の成立が認められた事例 等

## 第1 知的財産権侵害（以下「特許権侵害」を例にとる）の要件事実

- 1 原告が特許権者であること
  
- 2 被告が業として特許発明を実施していること
  - 被告が被告製品を製造販売等していること
  - 被告の製造販売が「業として」なされていること
  - 被告製品が原告の特許発明の技術的範囲に属すること
    - A . 本件発明の構成要件は，A ~ E のとおりに分説できる
    - B . 被告製品は，a ~ e の構成を有する
    - C . a は A を，b は B を.....をそれぞれ充足する。

## 第2 クレーム解釈の手法と判例から見た注意点

### 1 関連条文

#### (特許出願)

第36条 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 発明者の氏名及び住所又は居所
- 2 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。
- 3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 発明の名称
  - 二 図面の簡単な説明
  - 三 発明の詳細な説明
- 4 前項第3号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
  - 一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。
  - 二 その発明に関連する文献公知発明(第29条第1項第3号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。)のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。
- 5 第2項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である記載となることを妨げない。
- 6 第2項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。
  - 一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。
  - 二 特許を受けようとする発明が明確であること。
  - 三 請求項ごとの記載が簡潔であること。
  - 四 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。
- 7 第2項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

#### (特許発明の技術的範囲)

第70条 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。

- 2 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。
- 3 前2項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

## 2 明細書（特許請求の範囲）の記載不備が問題とされた事例（特許法36条の形式的記載要件に注意）

### 〔事例1〕

H12.10.24 大阪地裁 平成08(ワ)12109 特許権 民事訴訟事件（製パン器事件，判例タイムズ1081・241）

#### 〔事案の概要〕

原告が、自己の有する5つの特許権及び実用新案権に基づき、12種類の製パン器を製造、販売している被告に対し、同物件の製造、販売の差止め等と損害賠償（実施料相当額）を求めている事案である。

一部勝訴。しかし、下記の特許権について、権利濫用を認めた。判決を一部抜粋する。

「

原告は、次の特許権（以下「権利1」という。）を有している。……**参考公報1**

発明の名称 製パン器

出願日 昭和62年2月20日（特願平6-37967号）

分割の表示 特願昭62-38812号の分割

公告日 平成7年9月20日（特公平7-85730号）

登録日 平成9年9月5日

特許番号 特許第2131932号

2 権利1の特許出願の願書に添付された明細書（以下「権利1明細書」という。）の特許請求の範囲は次のとおりである（以下、請求項1に係る発明を「発明1(1)」といい、請求項2に係る発明を「発明1(2)」という。）

#### (1) 請求項1

材料容器内にイースト、各種材料及び水を入れ、混ねつ及び発酵等の工程を自動化した製パン器において、前記材料容器をイースト、各種材料及び水のすべてを収納する一つだけとし、材料容器内に入れた材料の温度を検出する手段を備えず、前記工程の開始時刻をタイマーで制御できるようにしたことを特徴とする製パン器。

#### (2) 請求項2

底部に混ねつ用回転羽根が取り付けられ、パンの材料、イースト菌、水を入れる単一のパン容器と、該パン容器を加熱するヒータを備えたオープンと、上記混ねつ用回転羽根を駆動するモータとを具備して、混ねつ、発酵、焼き上げの製パン工程を行う製パン器において、タイマーを具備し、材料容器内に入れたパンの材料の温度を検出する手段を具備せず、タイマーによって設定された製パン工程の開始まで、イースト菌または水を上記パン容器から隔離して保管する手段を具備しないことを特徴とする製パン器。

3 原告は、イ号物件、ロ(1)号物件、ハ(1)号物件、ニ号物件、ホ号物件、ヘ号物件、ト(1)号物件、チ号物件は、発明1(1)及び同(2)の技術的範囲に属すると主張する。

### （争点に対する判断）

(1) 特許の無効審決が確定する以前であっても、特許権侵害訴訟を審理する裁判所は、特許登録に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができるかと解すべきであり、審

理の結果、当該特許登録に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されないと解するのが相当である（最高裁判所第3小法廷平成12年4月11日判決・民集54巻4号1368頁）。

(2) 旧特許法36条4項違反について

ア 権利1の特許出願時に施行されていた昭和62年法律第27号による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。昭和62年法律第27号附則3条1項参照。）36条4項本文は、「第2項第4号の特許請求の範囲には、発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならない。」と定めていた。そして、同号違反は、同法123条1項3号により無効理由とされていた。

イ 権利1明細書（甲1）によれば、権利1に係る発明は、いずれも、従来、タイマー機構を具備する製パン器においては、イースト菌が混ねつの開始前に水と作用して発酵力を喪失することを防止するために、水タンクを設けるかイースト菌収納箱を設けてイースト菌及びパン材料から水を隔離しておき、製パン工程の開始後にそれらを加え合わせる動作を行っていたため、製パン器の構造が複雑となり、その制御回路も複雑になって故障の原因が増加し、また、コストアップになる等の不都合な点があったので、そのような問題点を解決することを目的とし、「この発明の製パン器によると、小麦粉を主成分とするパンの材料およびイースト菌を容器に入れ、水を注入しておいても攪拌や混ねつしない限り、イースト菌が混ねつの前に水と作用して発酵したりしないので、水タンクまたはイースト菌収納箱を別に設けて混ねつ開始時に操作する必要がないので、製パン器の構成が簡単になって、故障の原因を減らすことができる。そしてパン容器内のパンの材料の温度を検出する手段を有しておらず、この点でも構成が簡単となり、それにより故障を低減できる。更にこれらにより装置を廉価にすることができる。」（権利1明細書の発明の効果欄）との効果を奏する発明であると認められる。

したがって、権利1に係る発明が、上記従来技術の問題点を解決し、上記の効果を奏する発明といえるためには、当然、イースト菌が混ねつの開始前に水と作用して発酵力を喪失することを防止するための構成が、特許請求の範囲に記載されていなければならないと解される。

そして、このための構成について、権利1明細書の発明の詳細な説明においては、イースト菌、パン材料、温水の順に、これらをパン容器に投入すること、温水、パン材料、イースト菌の順に、これらをパン容器に投入すること、又はイースト菌とパン材料を混合したもの、温水の順に、これらをパン容器に投入することにより、イースト菌が混ねつの開始前に水と作用して発酵力を喪失することを防止することが記載されていると認められる。

しかしながら、権利1の特許請求の範囲請求項1及び2には、単にパン材料、イースト菌及び水を一つのパン容器に入れるということが記載されているにすぎず、上記のような、イースト菌が混ねつの開始前に水と作用して発酵力を喪失してしまうことを防止する手段は、何ら記載されていない。

そうすると、権利1の特許請求の範囲の記載は、請求項1及び2のいずれも、発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しているとは認められず、旧特許法36条4項に違反するものといわざるを得ない。

ウ なお、今後、原告が、特許法126条に基づき、特許請求の範囲に上記のような手段を追加訂正して、旧特許法36条4項違反を回避しようとすることも考えられる。

しかし、上記のようなパン材料等の投入順序という方法は、権利1に係る発明が対象とする製パン器の使用者による具体的使用方法を示すものにすぎないから、そのような記載を発明の構成に追加しても、製パン器という物の構成の特定に何ら関係するものではない。したがって、そのような訂正は、

同法 126 条 1 項に定めるいずれの訂正事由にも該当せず、許されないものと解される。

また、仮に、同法 126 条 1 項に定めるいずれかの訂正事由に該当するとしても、同条 3 項は、「第 1 項の明細書又は図面の訂正は、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであってはならない。」と定めているところ、製パン器自体を発明の対象とする権利の構成に、上記のようなパン材料等の投入順序という方法を追加することは、特許請求の範囲の記載に発明の対象を追加することになり、実質上特許請求の範囲を変更するものであり、そのような訂正は許されないものと解される。

エ 以上より、旧特許法 123 条 1 項 3 号、36 条 4 項 2 号により、権利 1 の特許登録には、発明 1 (1) 及び同(2)のいずれについても、明白な無効理由があると認められる。

」

### 3 機能的クレームの技術的範囲が問題とされた事例（抽象的・機能的クレームの記載によって、権利範囲の拡大を企図したことによって、かえって技術的範囲が狭く解釈されることがある）

〔事例2〕古典的事例 S52.7.77 東京地裁 昭和50(ワ)2564 実用新案権侵害禁止等請求事件（貸しロッカー事件，無体集9・2・544，判例タイムズ361・328）

「

原告は、次の実用新案権（以下「本件実用新案権」といい、その考案を「本件考案」という。）を有する。……**参考公報2**

考案の名称 貸しロッカーの硬貨投入口開閉装置

出願日 昭和四三年六月七日

公告日 昭和四八年五月一七日

登録日 昭和四九年二月七日

登録番号 第一〇二九〇三八号

そして、本件考案の願書に添付した明細書の実用新案登録請求の範囲の項の記載は、次のとおりである。

「鍵2の挿入または抜取りにより硬貨投入口8を開閉する遮蔽板9を設けたことを特徴とする貸しロッカーの硬貨投入口開閉装置。」（以下、本件考案についての番号は、別添本件考案の実用新案公報記載のものを指す。）

#### 二 本件考案の構成

本件考案の構成要件は、次のとおりである。

- 1 鍵2の挿入により硬貨投入口8を開き、
- 2 鍵2の抜取りにより硬貨投入口8を閉じる、
- 3 遮蔽板9を設けた、
- 4 貸しロッカーの硬貨投入口開閉装置。

#### 三 本件考案の作用効果

本件考案の作用効果は、次のとおりである。

- 1 本件考案にかかる硬貨投入口開閉装置は、鍵2の挿入又は抜取りに伴い、硬貨投入口8を開閉する遮蔽板9を連動させるので、ロッカー使用中に誤つて、さらに、硬貨を投入したりすることがなく、かつ、硬貨計数装置16やロック装置の故障を防止できる。
- 2 また、右装置は、装置自体が簡単であるため、新たに製造されるロッカーだけでなく、既製品にも容易に取り付けることができる。
- 3 さらに、右装置の硬貨投入口8は、鍵2の挿入又は抜取りにより、遮蔽板9を作動して、硬貨投入口8を開閉できるため、たとえば、使用時間単位毎に料金を徴集し、使用単位時間経過後は追加料金を投入しない限り、解錠できない貸しロッカーにおいては、ロッカーの扉の施錠を解錠することなく、鍵2を挿入して、硬貨投入口8を開くことにより、追加料金を簡単に投入して、継続使用することが可能である。

#### （裁判所の判断）

#### 三 本件考案の権利範囲

1 しかしながら、すでに判示したところからすれば、本件考案の実用新案登録請求の範囲に記載されているところは、鍵の挿入又は抜取りにより、貸口ツカーの硬貨投入口を開閉する装置を構成する課題の提示のみであるというべきである。すなわち、すでに判示したとおり、本件考案においては、右課題の解決のために鍵の挿入又は抜取りという手段及び遮蔽板という手段を具体的に挙げているので、右課題の解決を示しているかのように見られるが、右各手段についての表現は、抽象的であり、右各手段が具体的にいかなる中間的機構を有すれば、鍵の挿入又は抜取りという動作と遮蔽板の作動という動作とを連動させることができるかについては、実用新案登録請求の範囲の記載のみによつては知ることができないから、右のような抽象的な記載をもつて、何ら右課題の解決を示したものであることはできない。

しかして、実用新案権の技術的範囲は、願書に添付した明細書の実用新案登録請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない(実用新案法第二六条、特許法第七〇条)ところ、本件考案は、その明細書の右のような抽象的な実用新案登録請求の範囲の記載のみによつては、とうてい、その技術的範囲を定めることはできないものというべきである。そこで、本件考案の技術的範囲を定めるためには、右明細書の考案の詳細な説明の項及び図面の記載に従い、その記載のとおりの内容のものとして、限定して解さなければならない。したがつて、本件考案の構成要件を具備した装置がすべて本件考案の技術的範囲内にあるものということとはできない。

」

【事例3】 H10.12.22 東京地裁 平成8(ワ)22124 損害賠償請求事件(磁気媒体リーダー事件, 判例時報1674・152)

「

原告は、次の実用新案権(以下「本件実用新案権」といい、その登録実用新案を「本件考案」という。)の権利者である。……**参考公報3**

- (一) 考案の名称 磁気媒体リーダー
- (二) 出願年月日 昭和五十七年六月一日
- (三) 出願番号 昭五七 八六〇八三号
- (四) 出願公告年月日 平成元年六月五日
- (五) 出願公告番号平一 一九二七七号
- (六) 登録年月日 平成二年一月一六日
- (七) 実用新案登録番号 第一八〇二四七六号

2 本件実用新案権に係る明細書(以下「本件明細書」という。)の実用新案登録請求の範囲の記載は、別紙二「実用新案公報」(甲二)の該当欄記載のとおりである。

3 右請求の範囲は、次のように構成要件に分説できる(以下、それぞれの構成要件を「構成要件A」などという。)

- A 磁気ヘッドを媒体に摺接走行させて情報の記録或いは再生を行う磁気媒体リーダーにおいて、
- B 上記磁気ヘッドをレバーに回動自在に支持すると共に、
- C 該レバーを前記媒体に沿って走行させる保持板に回動自在に支持することにより、
- D 上記磁気ヘッドが上記媒体との摺接位置と上記媒体から離間した下降位置との間を移動可能とし、
- E 上記磁気ヘッドと上記保持板との間に、

- F ( ) 上記磁気ヘッドが下降位置にあるときは上記磁気ヘッドの回動を規制し、  
( ) 上記磁気ヘッドが媒体との摺接位置にあるときは上記磁気ヘッドを回動自在とする  
回動規制手段を設けたことを特徴とする
- G 磁気媒体リーダー

(争点に対する判断)

一 争点1(技術的範囲の属否)のうち、構成要件Fの該当性について検討する。

1 本件明細書の实用新案登録請求の範囲の欄の記載のうち、構成要件Fに対応する部分は、「上記磁気ヘッドが下降位置にあるときは上記磁気ヘッドの回動を規制し、上記磁気ヘッドが媒体との摺接位置にあるときは上記磁気ヘッドを回動自在とする回動規制手段を設けたこと」というものである。

また、その考案の詳細な説明の欄の記載(別紙二「实用新案公報」の該当欄記載のとおり)によれば、本件考案の目的、効果等は以下のとおりであると認められる(欄数及び行数は、右公報(甲二)のものをいう。)

(一)従来技術及びその問題点

従来の磁気媒体リーダーにおいては、磁気ヘッド3は、保持板18に回動自在に取り付けられたレバー6の一端に固定された支持板5にピン16で回動自在に取り付けられ、ピン16を支点に傾斜可能にされると共に、ホームポジションやエンドポジションで停止するときに押し下げられるように構成されていた。このことにより、磁気ヘッド3は、ホームポジションやエンドポジションにあるときに傾斜している状態になることが多く、再度磁気記録帯2に当接するときに斜めに当接することになるため、磁気記録帯2に当接した後、これに対して垂直となって正常な摺接走行を開始するまでに時間がかかり、書込みジッターが低下するなど、正しい記録再生が行われないという欠点を有していた。さらに、磁気ヘッド3が傾斜していると細長の窓孔14の縁に当たる危険があった。(1欄18行ないし2欄22行参照)

(二)本件考案の目的

従来技術の右欠点を解消し、磁気ヘッドがホームポジション又はエンドポジションで停止しても磁気ヘッドが正常な姿勢でいるようにした磁気媒体リーダーを提案することである。(2欄23行ないし26行参照)

(三)本件考案の構成

磁気ヘッドをレバーに回動自在に支持するとともに、該レバーを媒体方向に走行する保持板に回動自在に支持し、磁気ヘッドと保持板との間に、磁気ヘッドが下降位置にあるときは磁気ヘッドの回動を規制し、磁気ヘッドが媒体との摺接位置にあるときは磁気ヘッドを回動自在とする回動規制手段を設ける。(2欄27行ないし3欄6行参照)

(四)本件考案の実施例における回動規制手段の構成

(1)磁気ヘッド3のヘッドホルダー4の一侧と保持板18の一侧にはそれぞれ回動規制板8と9が固定されて、その一方に下側に広がった形状の長孔で構成された係合部8aが形成され、他方にピン10が固定されてピンと係合部が嵌挿係合されることで、磁気ヘッド3が下降位置にあるときは、磁気ヘッド3が回動規制板8、9の係合部8aとピン10で規制されてほぼ垂直に起立され、その回動が規制されるが、磁気ヘッド3が磁気媒体との摺接位置にあるときは、係合部8aはピン10の幅より広いので、磁気ヘッド3はこの範囲内で揺動でき、媒体の曲がり等に追従した動きをすることができる。(3欄31行ないし4欄9行参照)

(2) 長孔の係合部 8 a を設けた回動規制板 8 を保持板 1 8 に、ピン 1 0 が固定された回動規制板 9 をヘッドホルダー 4 にそれぞれ固定してもよい。また、ピン 1 0 側の回動規制板 9 は省略して、保持板やヘッドホルダーに直接ピン 1 0 を固定してもよい。さらに、長孔の係合部は U 字状の切欠きで構成してもよい。長孔や U 字状の切欠きの幅を変えて広く又は狭くすることで磁気ヘッドの回転角を変更することができる。(4 欄 1 6 行ないし 2 6 行参照)

(五) 本件考案の効果

保持板と磁気ヘッドホルダーのいずれか一方に係合部を他方にピンを設ける簡単な回動規制手段で磁気ヘッドの摺接面が水平に保たれて磁気記録帯に斜めに当たることがなく、かつ退避に必要な以上の移動距離をとることがないので、摺接走行スタート時に磁気ヘッドと磁気記録帯との接触が瞬時にされて正常な書込み・読出しがされ、ジッターが悪くなることが解消される。また、ホームポジション又はエンドポジションにおける停止で磁気ヘッドの回動を規制制御して垂直に上下動させるので、ヘッドが突出走行する窓孔の幅を小さくしても縁に当たる危険が解消される。さらに、ホームポジション又はエンドポジションで磁気ヘッドが傾斜しないので、通帳挿入時に通帳の端が磁気ヘッドに当たり邪魔になることがない。(4 欄 2 7 行ないし 4 3 行参照)

2 右によれば、構成要件 F に係る実用新案登録請求の範囲のうち「上記磁気ヘッドが下降位置にあるときは上記磁気ヘッドの回動を規制し、」との記載は、「磁気ヘッドがホームポジション又はエンドポジションで停止しても磁気ヘッドが正常な姿勢でいるようにした」という本件考案の目的そのものを記載したものにすぎず、「回動規制手段」という抽象的な文言によって、本件考案の磁気媒体リーダーが果たすべき機能ないし作用効果のみを表現しているものであって、本件考案の目的及び効果を達成するために必要な具体的な構成を明らかにするものではないと認められる。

このように、実用新案登録請求の範囲に記載された考案の構成が機能的、抽象的な表現で記載されている場合において、当該機能ないし作用効果を果たし得る構成であればすべてその技術的範囲に含まれると解すると、明細書に開示されていない技術思想に属する構成までもが考案の技術的範囲に含まれ得ることとなり、出願人が考案した範囲を超えて実用新案権による保護を与える結果となりかねないが、このような結果が生ずることは、実用新案権に基づく考案者の独占権は当該考案を公衆に対して開示することの代償として与えられるという実用新案法の理念に反することになる。したがって、実用新案登録請求の範囲が右のような表現で記載されている場合には、その記載のみによって考案の技術的範囲を明らかにすることはできず、右記載に加えて明細書の考案の詳細な説明の記載を参酌し、そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該考案の技術的範囲を確定すべきものと解するのが相当である。ただし、このことは、考案の技術的範囲を明細書に記載された具体的な実施例に限定するものではなく、実施例としては記載されていなくても、明細書に開示された考案に関する記述の内容から当該考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者(以下「当業者」という。)が実施し得る構成であれば、その技術的範囲に含まれるものと解すべきである。

3 これを本件についてみると、右に認定したところによれば、本件考案の構成要件 F の「回動規制手段」につき本件明細書で開示されている構成には、保持板及び磁気ヘッドホルダーの双方に回動規制板を設け、その一方に係合部を、他方にピンを設けるという構成、並びに、保持板及び磁気ヘッドホルダーのいずれか一方に設けた回動固定板に係合部を設け、他方にピンを固定するという構成しかなく、それ以外の構成についての具体的な開示はないし、これを示唆する表現もない。したがって、本件考案の「回動規制手段」は、右のとおり本件明細書に開示された構成及び本件明細書の考案の詳細な説明の記載から当業者が実施し得る構成に限定して解釈するのが相当である。

これに対し、被告装置の「回動規制手段」の構成は別紙一「物件目録」三、(二)ないし(四)記載のとおりであり、磁気ヘッド15が下降位置にあるときに回動が規制され、上昇位置にあるときに回動が自在になるという点では、本件考案の構成要件Fの文言に形式上該当するということができる。しかしながら、被告装置においては、磁気ヘッド15が下降位置にあるときに、磁気ヘッド15を載置したヘッドブラケットに設けられた脚部14a及び14bの下端面と、保持板5に設けられた一対のディスタンスロッド6及び7との間の隙間が狭められることによって、磁気ヘッド15の回動が規制されるという構成をとっており、これが本件明細書に開示された構成と異なることは明らかである。また、被告装置の右構成は、本件明細書の考案の詳細な説明の欄に開示されたところの回動規制板並びに係合部及びピンを設けるという構成とは、技術思想を異にするものと解され、当業者が本件明細書の考案の詳細な説明の記載に基づいて実施し得る構成であるということもできない。

以上によれば、被告装置は本件考案の構成要件Fを充足せず、その技術的範囲に含まれるものではないというべきである。

4 この点につき、原告は、前記(第二、二1)のとおり、本件考案の「回動規制手段」には限定が付されていないから、被告装置は本件考案の技術的範囲に含まれる旨主張している。しかしながら、本件明細書の記載内容に照らすと、本件考案の要件Fにいう「回動規制手段」につき、本件明細書で開示された具体的な構成に基づいてこれを限定的に解すべきことは、前記3で説示したとおりであり、原告の右主張は採用できない。

」

**〔事例4〕プロダクト・バイ・プロセス・クレーム関係(なお、出願経過も参酌された事例)** H14. 9.26 東京高裁 平成14(ネ)1089 特許権 民事訴訟事件(金属製ネックレス事件, 判例タイムズ1118・234, 判例時報1806・135)

「

#### (事案の概要)

控訴人は、本件特許権(特許番号・第3114868号、発明の名称「止め具及び紐止め装置」……**参考公報4**)に基づき、被告製品(金属製装身具ネックレス)を製造、販売している被控訴人に対し、その製造、販売の差止め及び廃棄並びに損害賠償金の支払を請求したのに対し、原判決は請求を棄却した。

#### (裁判所の判断)

##### 1 本件発明1の構成要件Fの充足性

##### (1) 構成要件Fの解釈

本件発明1の構成要件を分説すると、

- 「A 外殻体と弾性体とを含む止め具であって、  
B 前記外殻体は、孔と中空部とを有し、前記中空部の内壁面が球面状の連続体であり、  
C 前記孔は、前記外殻体の外部から前記中空部へ通じており、  
D 前記弾性体は、通孔部を有するリング状部材であって、前記中空部の内部に内蔵され、その外周が前記中空部の前記内壁面に圧接しており、  
E 前記通孔部は、前記孔に通じており、  
F 前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通して、前記外殻体の内部に導入される

止め具」

というにある。

(2) 他方、証拠(乙18)及び弁論の全趣旨によれば、被告製品は、殻体の成型前に、殻体となる貴金属製パイプの中に弾性材となるシリコン製の弾性材チューブを一体に嵌合して素材とし、これを軸周りに間欠的に回転させながら軸方向に間欠的に移動させる間に金型により間欠的にプレスして、殻体の中に弾性材を圧着した止め具を接続して形成し、これを接続部分から切り離すという方法により製造されていることが認められる。そうすると、被告製品は、殻体形成後にその孔から別途形成した球形中空状弾性材を導入するのではなく、貴金属製パイプの内部に一体として嵌合された弾性材チューブが、球状のデザインパーツの殻体の形成と同時に球形中空状弾性材となって殻体内部に装着されるものである。

(3) ここで、本件発明1の構成要件Fは、「前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通して、前記外殻体の内部に導入される」というものであるから、「弾性体は外殻体の孔を通して外殻体の内部に導入されるものであって、外殻体の形成前には外殻体の孔も存在せず、弾性体を、外殻体の形成前に、外殻体の孔を通して外殻体の内部に導入させることはあり得ない」との前提解釈に立てば、被告製品は本件発明1の構成要件Fを充足しないことになる。すなわち、構成要件Fが製造方法を特定したかのような限定となっているので、弾性体が、「孔と中空部とを有し、前記中空部の内壁面が球面状の連続体である外殻体(構成要件B)の孔(構成要件C)を通して、当該外殻体の内部に挿入されるものでなければ、本件発明1の構成を充足しないかのように解釈すべきものとも考えられる。

しかしながら、構成要件Fを除外して物の発明である本件発明1を特定することができないというのであればともかく、構成要件Fを除外しても本件発明1の物としての構成は特定可能であり、また上記のような前提解釈を採用すべき特段の事情を認めるべき証拠はないので、構成要件Fに係る方法以外の製造方法によらないで製造された物も、他の構成要件のすべてに該当する物であれば、本件発明1に含まれ得るものというべきである。したがって、被告製品の侵害の有無を判断するに当たっては、構成要件Fの充足の有無を除外して考えるべきものである。

2 本件発明1の構成要件Dの充足性(文言侵害の有無)

(1) 構成要件Dの「リング状」の意義について

構成要件D「通孔部を有するリング状部材」の「リング状」は、以下のとおりの理由から、「円形断面の環状パッキングの形状、又はこれと類似の形状」を意味し、「筒状」は含まれないと解すべきである。

本件明細書(別紙本件特許公報)には、「リング状」の用語をもって特別の意味で理解すべきとする記載はなく、控訴人は平成12年8月28日付け意見書(乙第2号証)の中で、本件特許出願に対する拒絶理由通知において引用された特開昭57-55102号公報に記載された「管状の弾性体のホルダ」との相違に関して、「ホルダは管状であり、しかも横方向ウェブを有するので、当業者の認識する『リング』の一般概念から遊離しております。このため、技術的概念として、このホルダを『リング状部材』と呼ぶことには無理があると思料します。」「本発明における弾性体として利用できるリング状部材の典型的例は、市販の『リング』であります。一般的な市販の『リング』は、断面円形状です。」と述べていることが認められる。

これらの点に照らすと、控訴人は本件発明1における「リング状」の意味を一般的な意味を念頭に置いて理解していたものと認めるべきものであって、構成要件Dの「リング状」は、一般的な意味に従って使用されているものと解釈するのが相当である。乙第8号証(「機械用語辞典」(株)コロ

ナ社昭和47年発行)によれば、「リング」とは、一般に「漏止めに用いられる円形断面の環状パッキング」を指すものであることが明らかであり、「リング状」として「状」という文言が付加されていることもかんがみると、構成要件Dにおける「リング状」とは、「円形断面の環状パッキングの形状」及びこれと類似する形状に係るものであると理解すべきである。

控訴人は、本件特許公報の図8及び図9には円形断面の環状パッキングの両側に、半球状弾性体を組み合わせた構造が図示されていること、図4及び図18には、図1ないし図3に図示された弾性体よりも縦方向の厚みが長い弾性体が図示されていることからして、本件発明1の「リング状」とは、「円形断面の環状パッキング」のみを指すのではなく、通孔部を有するものを広く包含していると解すべきであると主張する。しかしながら、図4、図8及び図9に図示された例は、複数枚の弾性体の組合せからなるものであるところ、本件発明1における弾性体の形状については、組合せを構成する個々の弾性体の形状を基礎として判断するのが相当である。図18の関係でみれば、少なくとも、縦方向の厚みが外径と同じ程度の弾性体までも「リング状」の形状の範囲に含まれるとするのは、上記一般的な意味における「リング」の範疇とは本質的に異なる物までその範囲に含めることになり、相当ではなく、図18もそのような弾性体までを示しているものではない。

## (2) 被告製品との対比

証拠(甲3の2、乙7の3、4、7、8、17及び18、乙17の1ないし6)及び弁論の全趣旨によれば、被告製品において、弾性材は、殻体に内蔵されていない状態では、中心部が空洞の円柱状(筒状)であり、その高さは外径と同程度であり、高さ方向で切断したときの断面は長方形であること、殻体に内蔵された状態では、上記の円柱がその上下の部分が内側に曲がった形状(球形中空状)であり、高さ方向に切断したときの断面は上記の長方形が弓のように曲がった形状であることが認められる。

そうすると、被告製品の弾性材の形状は、円形断面の環状パッキングの形状又はこれと類似した形状ではないので、被告製品の弾性材を「リング状」ということはできない。被告製品は構成要件Dを文言上充足するものではない。

」

1審(東京地判H14.1.28)は、異なる解釈をした(結論は同じになったが)。

「原告は、本件発明は物の発明であるところ、構成要件Fの「前記弾性体は、前記外殻体の前記孔を通して、前記外殻体の内部に導入される」の記載は、製造方法に係る記載部分であるから、発明の技術的範囲を解釈するに当たり、同構成要件によって限定すべきではない旨主張する。

しかし、原告の同主張は、以下のとおりの理由から採用できない。

すなわち、特許発明の技術的範囲は、特許請求の範囲の記載に基づいて解釈すべきであるから、その解釈に当たって、特段の事情がない限り、明細書の特許請求の範囲の記載を意味のないものとして解釈することはできない。確かに、物の発明において、物の構造及び性質によって、発明の目的となる物を特定することができないため、物の製造方法を付加することによって特定する場合もあり得る。そして、このように、特許請求の範囲に、発明の目的を特定する付加要素として、製造方法が記載されたというような特段の事情が存在する場合には、当該発明の技術的範囲の解釈に当たり、特許請求の範囲に記載された製造方法によって製造された物に限定することが、必ずしも相当でない場合もあり得よう。本件についてこれを見ると、本件発明の目的物である止め具は、その製造方法を記載することによらなくとも物として特定することができ、構成要件Fは、本件発明の目的物を特定するた

めに付加されたものとはいえないこと、本件特許出願に対して、平成12年8月4日付けで、拒絶理由通知が発せられ、原告は、これを受けて、平成12年8月28日、特許庁に対して手続補正書を提出し、同補正により、構成要件Fを追加したこと(乙25, 26, 弁論の全趣旨)等の経緯に照らすならば、構成要件Fは、本件発明の技術的範囲につき、正に限定を加えるために記載されたものであることは明らかである。

したがって、本件発明の技術的範囲は、構成要件Fに記載された方法によって製造された物に限定されるというべきである。」

なお、H11.9.30 東京地裁 平成09(ワ)8955 特許権 民事訴訟事件(酸性糖タンパク質事件)では、化学物質特許に関連して、以下のように判示している。

「本件においては、構成要件二aが本件発明に係る酸性糖タンパク質の製造方法を掲げていることから、まず、本件発明に係る酸性糖タンパク質がその製造方法によって得られたものに限定されるかどうかを、検討する。

一般に、特許請求の範囲が製造方法によって特定された物であっても、対象とされる物が特許を受けられるものである場合には、特許の対象は飽くまで製造方法によって特定された物であって、特許の対象を当該製造方法によって製造された物に限定して解釈する必然はなく、これと製造方法は異なるが物として同一であるものも含まれると解することができる。右のように解すべきことは、特許庁の「物質特許制度及び多項性に関する運用基準(昭和五〇年一〇月)」が、特許請求の範囲の記載要領につき、「(1) 化学物質は特定されて記載されていなければならない。化学物質を特定するにあたっては、化合物名又は化学構造式によって表示することを原則とする。化合物名又は化学構造式によって特定することができないときは、物理的又は化学的性質によって特定できる場合に限り、これらの性質によって特定することができる。また、化合物名、化学構造式又は性質のみで十分特定できないときは、更に製造方法を加えることによって特定できる場合に限り、特定手段の一部として製造方法を示してもよい。ただし、製造方法のみによる特定は認めない。」と定めている趣旨にも合致するものである。

本件においては、前記認定のとおり、構成要件二aが本件明細書において「性質」の一つとして記載されていること等に照らしても、本件発明に係る酸性糖タンパク質は、必ずしも構成要件二aに掲げられた製造方法によって得られたものに限定されるものではなく、その製造方法によって特定される物と同一の構造ないし特性を有する限り、構成要件二aを充足するというべきである。」

#### 4 クレームの文言が問題となった事例

【事例5】 H5.12.22 東京地裁 平成5(ワ)2389 実用新案権 民事訴訟事件(おにぎり包装用フィルム事件, 特許管理別冊判例集平成6年907)

「

Aは、次の実用新案権(以下「本件実用新案権」といい、その考案を「本件考案」という。)を有している。……**参考公報5と被告製品の物件目録(特許管理より)**

- (一) 考案の名称 おにぎり包装用フィルム
- (二) 出願日 昭和六〇年五月二八日(実願昭六〇-七九八〇三)
- (三) 公告日 昭和六三年一〇月二〇日(昭六三-四〇-一五二)
- (四) 登録日 平成元年六月二六日

(五) 登録番号 第一七七五八三五号

(六) 請求の範囲 本判決末尾添付の実用新案公報(以下「本件公報」という。)の該当項に記載のとおり

2 原告は、右鈴木から、平成二年一二月一日、本件実用新案権について専用実施権の設定を受け、平成三年六月二四日、その旨の登録を経た。

3 本件考案の構成要件は、次のとおりである(なお、以下、右構成要件(一)を要件(一)といい、他の構成要件も同様に表示する。)

(一) 矩形の外装フィルムとその内面のほぼ中央において重合するよう配置された一对の隔離フィルムの外縁をシールすることにより袋部を形成し、

(二) 当該袋部を海苔の収納部とし、

(三) 隔離フィルム上におにぎりを載せ、外装フィルムを内側へ略半分に折り畳むと共に、その両隅部を更に折畳みシール片等により固定する包装用フィルムにおいて、

(四) 外装フィルムの略中央で隔離フィルムの重合端縁に沿った位置にミシン目を設け、

(五) 外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封し、隔離フィルムの片方とともに、ミシン目部分で外装フィルムの略半分を切り離し可能とした、

(六) おにぎり包装用フィルム

4 本件考案の作用効果は、次のとおりである。

従来、外食用として販売されるおにぎりは、海苔の吸湿性を考慮して海苔を防湿性合成樹脂フィルムの袋内に収納しておにぎりごと隔離し、食べる時に袋を剥がして海苔を取り出し、三角形に成形されたおにぎりをその海苔に載せて三角形に巻く作業を行い、海苔を巻いたおにぎりとして食べていた。

しかし、このような従来のおにぎり包装用フィルムでは、(1)海苔を取り出すために合成樹脂フィルムの袋を開封しなければならない、(2)おにぎりの移し換えに手間が掛かる、(3)面倒な海苔の巻き作業が必要である、という問題点があったので、本件考案は、これを解決しようとするものである。

5 被告は、別紙物件目録記載のおにぎり包装用フィルム(以下「被告製品」という。)を業として製造、販売している。

6 被告製品の構成は、次のとおりである。

(一) 矩形の外装フィルムと、その内面のほぼ中央で重合するように配置された一对の隔離フィルムの外縁をシールすることにより袋部を形成し、

(二) 当該袋部を海苔の収納部とし、

(三) 隔離フィルム上におにぎりを載せ、外装フィルムを内側へ略半分に折り畳むとともに、その両隅部をさらに折畳みシール片により固定する包装用フィルムにおいて、

(四) 外装フィルムの略中央で隔離フィルムの重合端縁に沿った位置にカットテープを設け、

(五) 外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封し、隔離フィルムの片方とともに、カットテープ部分で外装フィルムの略半分を切離し可能とした、

(六) おにぎり包装用フィルム

7 被告製品も、本件考案と同様の作用効果を有する。

8 以上のとおり、被告製品は、その構成において、本件考案のそれと全く同一であるか、又は全く同一の作用効果をもたらすものであって均等であるから、本件考案の技術的範囲に属するものといわ

なければならない。

9 よって、原告は、被告に対し、本件実用新案権の専用実施権に基づき、被告製品の製造販売等の差止めを求める。

二 請求原因に対する認否

1 請求原因1の事実は認める。

2 同2の事実は認める。

3 同3の構成要件の分説の仕方は争う。

4 同4は認める。

5 同5は、別紙物件目録「構造の説明」部分を除き、認める。被告製品が別紙物件目録「構造の説明」記載のとおりであることは否認する。

被告製品の構造は、「矩形状」ではなく、「上方両隅部を切欠した凸状」であり、「重合するように配置された一对の『隔離フィルム』」ではなく、「それぞれの一側を折り返してその折り返し部が外装フィルムと反対側となるように重合された一对の『隔離フィルム』」であり、「隔離フィルムの外縁」ではなく、「隔離フィルムの一部を除きその外縁」である。また、被告製品では、「カッターテープ」は外装フィルムの内面に設けられ、かつその上下端部の左右には切込みが形成されている。更に、被告製品においては、「外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封」することはない。

( 裁判所の判断 )

三 被告製品が本件考案の技術的範囲に属するか否かに関し、「外装フィルムの略中央で隔離フィルムの重合端縁に沿った位置にミシン目を設け、」との要件(四)を充足するかについて、判断する。

1 まず、「ミシン目」について検討することとする。

本件登録請求の範囲において、「ミシン目」は、その用語自体に照らし、ミシン針の縫い目のあとのように点線状に開けられた穴又は穴の列を意味することが明らかであるが、これに加えて、本件登録請求の範囲においては、「外装フィルムの略中央で隔離フィルムの重合端縁に沿った位置にミシン目を設け」あるいは「外装フィルムを略半分に折り畳んだ状態まで開封し隔離フィルムの片方とともにミシン目部分で外装フィルムの略半分を切離し可能とした」と記載されており、右記載からは、「ミシン目」が外装フィルムの略半分を切り離すための切離し手段としての機能を有するものであることが明らかである。

そして、この点に関する考案の詳細な説明をみると、「本考案は、ほぼ中央にミシン目が設けられた外装フィルムと一对の隔離フィルムによって形成された袋状の収納部内に海苔を入れ」(本件公報2欄9ないし12行)「食べる時に外装フィルムをミシン目部分で隔離フィルムとともに海苔やおにぎりを残したまま切離すことができ」(同2欄14ないし16行)と記載され、その実施例の説明においても「7は外装フィルム1のほぼ中央に設けられたミシン目で、前記隔離フィルム2、3の重合端縁に沿った位置に隔離フィルム2、3とともに容易に切離すことができるように直線状に構成されている。」(同3欄3ないし7行)「外装フィルム1の片端を引っ張りその約半分をミシン目7で切離す。」(同3欄23ないし25行)「本考案に係わるおにぎり包装用フィルムによれば、食べる時に外装フィルム1をミシン目7で切離すだけでよく」(同4欄5ないし7行)と記載され、更には、願書に添付された図面に「ミシン目7」として、外装フィルムのほぼ中央部分に一系列の点線が記載されているから(本件公報第2ないし第5図)「ミシン目」の意義もしくはその構成について、前記のような本件登録請求の範囲に記載された内容、すなわち、本件考案の登録請求の範囲における前記「ミシ

ン目」が、直線状かつ点線状に開けられた一列の穴ないしはその列という構成を示すものとして用いられていることを確認することができる。

2 別紙物件目録のうち当事者間に争いがない部分、被告製品であることについて争いのない検甲第一号証及び弁論の全趣旨によると、被告製品がおにぎり包装用フィルムの切離し手段として「カットテープ」方式を採用していること、そして、被告製品においては、外装フィルムの内面に密着されたテープを、切込み部分から、上方かつ切込み部分とは反対方向に引くことによって外装フィルムを切り離すものであって、外装フィルムには切離しのための直線状かつ点線状に設けられた一列の穴ないしはその列は存在しないことが認められるから、被告製品は、本件登録請求の範囲にいう「ミシン目」に相応する構造を具備するものではないというべきである。

3 原告は、本件考案の出願当時、フィルムの具体的切離し手段として複数の公知技術が存したが、本件登録請求の範囲の「ミシン目」は、その代表例を例示したものにすぎず、「適宜の切離し手段を施してなる切離し手段」の意味に解すべきであるから、右「ミシン目」は、狭義の「ミシン目」に限定されるものではなく、「カットテープ」方式も含まれる旨主張する。

しかしながら、本件登録請求の範囲には、右「ミシン目」について、原告の右主張のように解する手掛かりとなる記載は全くないのみならず、本件明細書の考案の詳細な説明にも、「ミシン目」を原告主張のように定義付け、あるいはこれを説明した記載は全くなく、本件記録を精査しても、原告の右主張を認めるに足りるような証拠はない。

かえて、前掲甲第三号証、成立に争いのない甲第四号証の一ないし四、第五号証、乙第一号証の一ないし五、第二号証の一、二、第三ないし第五号証、第六号証、被告製品であることに争いのない検甲第一号証、原告製品であることに争いのない検乙第一号証並びに弁論の全趣旨によれば、

(一)「ミシン」あるいは「ミシン目」は、一般に、紙、セロファン、フィルムなどに、切り取りやすいようにあけられた点線状の穴を意味する語として用いられていること、

(二)本件考案の出願当時、包装用フィルムの切離し手段として「ミシン目」方式、「カットテープ」方式、「方向性フィルム方式」などの技術が当業者において公知であったこと、

(三)右「ミシン目」方式は、ポケットティッシュの包装などのように、フィルムに点線状の穴の列を設ける方式であり、「カットテープ」方式は、タバコやキャラメルなどの包装のように、フィルムに開封用のカットテープを装着する方式であり、「方向性フィルム方式」は、酒のつまみ類の包装などのように、一定方向に切れやすく、他方向に切れにくい性質のフィルムを使用したうえ、切欠き部分などを設ける方式であること、

(四)「ミシン目」方式においては、切り離す際、フィルムに設けられた点線状の穴の列を中心にして、それぞれ左右にフィルムを引っ張り、点線状の穴の列の部分の部分を切り離すことにより、フィルムを二分割するが、その際、右の点線状の穴の列の部分の左右のフィルムを両手でそれぞれ支持したうえ、左右のフィルムにそれぞれ相当程度の力を加える必要があること、したがって、これを設けるためのコストは低廉ではあるものの、内容物の性質、形状によっては包装の中身の形が崩れたり、壊れたりすることもありうること、

これに対し、「カットテープ」方式においては、開封用のテープを引いて取り去るだけでフィルムを二分割しうるものであり、その際、テープの除去自体は片手で可能であり、フィルムの切離しが「ミシン目」方式に比較してはるかに容易であり、中身が形崩れすることもほとんどないこと、

したがって、「ミシン目」方式と「カットテープ」方式とでは、その構成が全く異なるうえに、そのコストが「ミシン目」方式よりは高くなるものの、機能的には著しい相違があること、

(五) 本件考案の出願の前後を通じて、海苔巻寿司やおにぎりの包装用フィルムに関する特許出願又は実用新案登録出願において、「ミシン目」という語が「切離し手段一般」ないし「切離し手段の例示」として用いられたことはなく、かえって、「ミシン目」という語と「カットテープ」という語とは、フィルムの切離し手段を示すものとして明確に区別して使用されていたこと、以上の事実が認められ、右認定の事実を照らして考えると、本件明細書の本件登録請求の範囲における「ミシン目」を、原告の前記主張のように、適宜の切離し手段を施してなる切離し手段を意味し、カットテープ方式を含むものであると解することは到底できないというべきである。

」

広いクレームは強い。しかし、広すぎると実施例に限定されてしまうこともある。

実施例記載の用語をそのままクレームにあげない。上位概念と常に探す。また、必要とあれば、誤解が生じないように積極的に定義付ける。用語が一義的な場合には、例えば、「ねじに限定されず、固着できるものであれば、他の公知技術を採用することもできる」というような表現が可能か常に意識する。

ジェブソタイプより、組み合わせクレームの方が良い場合が多い。

方法特許では、ステップの順の特定に気を付ける。

## 5 均等論の成立を認めた事例

〔事例6〕 H11.5.27 大阪地裁 平成8(ワ)12220 特許権侵害行為差止等請求事件（注射器事件，大阪高裁 H13.4.19 も同じ結論）

〔均等論の成立要件 = 最高裁平成6年(オ)第1083号同10年2月24日第三小法廷判決・民集52巻1号113頁〕

特許請求の範囲に記載された構成に、被告が製造等をする製品（以下「対象製品」という。）と異なる部分が存する場合であっても、

同部分が発明の本質的部分ではなく（非本質的部分）、

同部分を対象製品における構成に置き換えても、発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏するものであって（置換可能性）、

このように置き換えることに、当業者が対象製品の製造等の時点において容易に想到することができたものであり（容易想到性）、

対象製品が、発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれらから同出願時にきわめて容易に推考できたものではなく（非公知技術）、かつ、

対象製品が、特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もない場合（特段の事情）には、

当該対象製品は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、考案の技術的範囲に属するといふべきである、とされている。

事案は、添付の「**新審判決紹介 114, 115**」(企業と発明 No,397, 398 参照)

本件での異なる部分は、「ほぼ垂直に保持して行うか、水平に近い斜め状態に保持して行うか」であった。

なお、均等成立要件の要件 5 に関して、「本件方法発明における『ほぼ垂直に保持さらた状態で』との要件が、拒絶理由通知に対する補正の際に付加された(この点、東京地判 H11.6.30 交流電源装置事件では、補正により具体的な構成に特定したことにより意識的限定がなされたとしている)。

最判 S62.5.29(皮はぎ機事件。速報 145/3968。原審札幌高判 S59.12.25 速報 117/3063)は、クレームではシリンダ機構を表現していたが、イ号はクランク機構であった。均等論を結果において是認。添付の**実用新案公報とイ号との対比図**を参照。

大阪高判 S51.9.29(ばらん代用品事件。速報 21/445。最判 S52.6.20 速報 101/2577 も是認)も、以前の追加特許を活用した事例として参考になる。添付の「**特許侵害訴訟戦略**」抜粋を参照。